事業所税非課税対象施設・ 課税標準の特例対象施設一覧

主なま	課税対象施設について			 Ρ.	1~5
\Diamond	非課税対象施設一覧表			 Ρ.	6~8
\Diamond	課税標準の特例対象施設-	-覧表 …		 Ρ.	9~11
事業所	「税の減免について (参考)				
\Diamond	高松市市税条例及び同条例	施行規則	抜粋	 Р	12~16

高 松 市

主な非課税対象施設

◎ 勤労者の福利厚生施設

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である 事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等からの経営委託を受けて 行う専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

体育館、保養所、医療室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、売店、喫茶店をいいます。

ただし、業務の性質上設置された施設(タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室等)は、福利厚生施設に該当しません。

また、トイレについては、一般的に事業活動に必要な施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

◎ 特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等

非課税等の対象となる施設は、特定防火対象物(百貨店、旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で、不特定多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第 56 条の 43 第 1 項で定める防火対象物) に設置される消防用設備及び防災用施設等で、地方税法施行令第 56 条の 43 第 2 項及び第 3 項に定めるものをいいます。

このため、一般事務所用家屋に設置されている消防用設備・防災用施設等は、非課税の対象には該当しません。 なお、具体的な対象施設は別表1及び別表2に掲げた施設となり、一定の割合で非課税となります。

◎ 路外駐車場

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、利用者を特定しない駐車場(一般公 共の用に供されるもの)をいいます。

非課税の対象となる路外駐車場としては、

- ① 都市計画において定められたもの
- ② 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの

駐車面積の合計が500㎡以上であり、利用者から駐車料金を徴収するものが対象になります。

③ 不特定多数の者の利用に供されるものとして市長が認めたもの

公益上必要な施設からおおむね200m以内の距離に設置されており、不特定多数の者の利用に供されるものが対象となるため、特定の店舗等の利用者のみの利用となる駐車場は対象外です。

また、月極駐車場のみを取扱い、時間駐車を取り扱わない駐車場についても非課税の対象外です。

なお、当該非課税対象面積には、駐車の用に供する部分のほか、車路、料金所及びターンテーブル等が含まれます。

---- 〔表1〕 -----

特定防火対象物に該当する建物

---- 〔表2〕 -----

【消防用設備等】

- (1) 消防法第17条の技術上の基準に適合するもの
- (2) 消防法第17条の2の5第1項、消防法第17条の3第1項の規定の適用があるもの【防災用設備等】
- (1) 建築基準法等の規定に適合するもの
- (2) 建築基準法第3条第2項の適用がある建築物に設置されているもの

〔表1〕 特定防火対象物(この表は、消防法施行令別表1に基づき作成したものです。)

項			特 定 防 火 対 象 物	備考
(1)	イ	劇場等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	\•\
	П	公会堂等	公会堂又は集会場	*
(2)	1	キャバレー	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ	
			その他これらに類するもの	
	П	遊技場	遊技場又はダンスホール	
	/\	性風俗営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風	
		店舗等	俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項	~
			イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他こ	※ (イのみ)
			れに類するものとして消防法施行規則第5条第1項で定めるもの	() , , ,
	=	カラオケ等	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類	
			する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営	
			む店舗で消防法施行規則第5条第2項で定めるもの	
(3)	イ	料理店等	待合、料理店その他これらに類するもの	*
	П	飲食店	飲食店	(ロのみ)
(4)	1	百貨店等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	*
(5)	1	旅館等	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	

(6) イ 病院等

①次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)

- (i)診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)を有すること
- (ii)医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること
- ②次のいずれにも該当する診療所
 - (i)診療科名中に特定診療科名を有すること
 - (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること
- ③病院(①に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所(②に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 ④患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有 しない助産所

日 自力避難困 難者入所施 設等

①老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして消防法施行規則第5条第5項で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(非難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これに類するものとして消防法施行規則第5条第6項で定めるもの

- ②救護施設
- ③乳児院
- 4 障害児入所施設
- ⑤障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして消防法施行規則第5条第7項で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入院させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)

	/\	老人福祉、	①老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ①に掲げるものを	
		支援施設等	除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム	
			(口①に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定す	
			る老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多	
			機能型居宅介護事業を行う施設(口①に掲げるものを除く。)その他	
			これらに類するものとして消防法施行規則第5条第8項で定めるも	
			ග	
			②更生施設	
			③助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童	
			自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項	
			に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事	
			業を行う施設その他これらに類するものとして消防法施行規則第5	
			条第9項で定めるもの	
			④児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の	
			2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定す	
			る放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)	
			⑤身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ⑤に掲げるものを除	
			く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び	
			社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生	
			活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自	
			立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定	
			する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を	
			行う施設(短期入所等施設を除く。)	
	П	幼稚園等	幼稚園又は特別支援学校	
(9)	1	特殊浴場等	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
(16)	1	特定用途の	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項	
		複合	イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
(16)の2		地下街	地下街	
(16)の3		準地下街	建築物の地階((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。)で、連続	
			して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの	
			((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の	
			用途に供される部分が存するものに限る。)	

注:備考欄の※は高松市火災予防条例で避難通路の設置を義務づけているもの

〔表2〕 消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税施設一覧表

【表2】 消	整理	前寺及ひ防災用設備寺に係る非課祝施設―寛表 	*	非課税
区分	正任	ラア 6本 1元 ^3 多、7配 6文 	^^	クトロ不作元
	番号	(注:非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。)	区分	区分
消防用 水槽 ・ ポンプ室	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る 発電室・蓄電室・変電室・電気配線シャフトの部分	消防	全 部
非常用	2	動力消防ポンプの設備の格納庫	消防	全 部
電源等	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	消防	全 部
消火栓薬剤 の貯蔵庫	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	消防	全 部
避難器具	5	消火薬剤の貯蔵庫等	消防	全 部
格納庫	6	避難器具の設置部分	消防	全 部
	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	消防	全 部
中央管理室等	8	中央管理室(7の部分を除く。)	防災	1/2
	9	防災センター及び防災サブセンター (高松市火災予防条例の規定により設置するもの)	防災	1/2
階段	1 0	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	防災	全 部
廊下		(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室 (4) (1)~(3)以外の階段室(防火区画されているものに限る。)	防災	1/2
	11	廊下の部分	防災	1/2
非常用 進入口	1 2	避難階における屋外への出入口の部分	防災	1/2
等	1 3	非常用進入口(バルコニーを含む。)	防災	全 部
非 常 用		昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路(機械室及び予備電源を含む。)	防災	全 部
・ 吹抜部分等	1 4	(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 (防火区画されているものに限る。) (3)吹抜部分等(防火区画されているものに限る。)	防災	1/2
避難	15	避難通路(主要避難通路及び補助避難通路) (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路 (高松市火災予防条例の規定により設置するもの)	防災	全部
通路		(2) (1)以外の避難通路 (高松市火災予防条例の規定により設置するもの)	防災	1/2
喫煙所	16	喫煙所 (表 1 の(1)項の建物に限る)	防災	1/2
その他	17	条例又は市長、消防長若しくは消防署長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの。	防災	1/2

※は次の区分です。 消防:消防用設備等、防災:防災用設備

◇ 非課税対象施設一覧表

【注】701の34①(1)は地方税法第701条の34第1項第1号の略

NO. 1

				適用は	の有無	根拠	条文
分分	番号	対象	要件等	資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
国	1	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	0	0	701 の 34 ①	
等	2	公益法人等	法人税法に規定する公共法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	0	0	701 の 34 ②	56 の 22
教 育	3	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	0	0	701 の 34 ③ (3)	56 の 24
4+	4	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	0	0	701 の 34 ③ (4)	56 の 25
特定業種	5	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	0	0	701 の 34 ③ (5)	
	6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取 扱場	0	0	701 の 34 ③ (6)	
公共事業関連	7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属す る水道施設	0	0	701 の 34 ③ (7)	
公害関連	8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定 による許可、認定又は市町村の委託を受けて行 う一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用 に供する施設	0	0	701 の 34 ③ (8)	
医療	9	病院・診療所等	医療法等に規定する病院及び診療所、介護保険 法に規定する介護老人保健施設及び介護医療 院、看護師等医療関係者の養成所	0	0	701 の 34 ③ (9)	56 の 26
福祉関連	10	社会福祉施設等	保護施設、小規模保育施設、児童福祉施設、 認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設、 社会福祉施設、包括的支援事業用施設、家庭的 保育事業施設等	0	0	701 の 34 ③ (10~ 10 の 9)	56 の 26 の 2~5
農業	11	農林漁業生産 施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供 する施設	0	0	701 の 34 ③(11)	56 の 27
関連	12	農業協同組合等 の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	0	0	701 の 34 ③ (12)	56 の 28
市場関連	13	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所	0	0	701 の 34 ③ (14)	56 の 29

				適用は	の有無	根拠	 条文
区分	番号	対象	要件等	 資 産 割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
公共事業関連	14	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の 用に供する施設	0	0	701 の 34 ③ (16)	56 の 32
美 関 連	15	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガ ス製造事業の用に供する施設	0	0	701 の 34 ③ (17)	56 の 33
中小企	16	中小企業の集積 の活性化事業用 施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付を受けて設置する施設	0	0	701 の 34 ③ (18)	56 の 34
業関連	17	総合特別区域法 に規定する事業 用施設	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から資金の貸付を受けて設置する施設ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から資金の貸付を受けて設置する施設	0	0	701 の 34 ③ (19)	56 の 35
	18	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の 用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の 施設	0	0	701 の 34 ③ (20)	56 の 36
交通事	19	一般貨物自動車 等運送事業用施 設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業 又は貨物利用運送事業を経営する者がその本来 の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	0	0	701 の 34 ③ (21)	56 の 37
業関連	20	自動車ターミナ ル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル 又はトラックターミナルの用に供する施設で、 事務所以外の施設	0	0	701 の 34 ③ (22)	56 の 38
	21	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの	0	0	701 の 34 ③ (23)	56 の 39
公共事業関連	22	電気通信事業用 施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法に規定する電気通信 役務を提供する電気通信事業(携帯電話、自動 車電話等を除く。)を営む者が当該事業の用に供 する施設で、事務所・研究施設及び研修施設以 外の施設	0	0	701 の 34 ③ (24)	56 の 40
その	23	一般信書便事業 用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規 定する一般信書便事業者がその本来の事業の用 に供する施設	0	0	701 の 34 ③ (25)	56 の 40 の 2
他	24	郵便等事業用 施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に掲げ る業務並びにこれらに附帯する業務の用に供す る施設	0	0	701 の 34 ③ (25 の 2)	56 の 40 の 3
共通	25	勤労者の 福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に 供する福利厚生施設	0	0	701 の 34 ③ (26)	56 の 41

				適用は	の有無	根拠	条文
分	番号	対象	要件等	資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
駐車	26	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される 一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画 において定められた駐車場等	0	0	701 の 34 ③ (27)	56 の 42
場等	27	都市計画駐輪場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画法に掲げる 駐車場等	0	0	701 の 34 ③ (28)	
道路	28	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持・修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	0	0	701 の 34 ③ (29)	56 の 42 の 2
消防	29	消防用設備等 防災用施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災用施設等	0	_	701 の 34 ④	56 の 43
港湾	30	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業者が その本来の事業の用に供する施設で、労働者詰 所及び現場事務所に係る従業者給与総額	_	0	701 Ø 34 ⑤	56 の 46

◇ 課税標準の特例対象施設一覧表

【注】701の41①(1)は地方税法第701条の41第1項第1号の略

NO. 1

				控除	割合	根拠	条文
区 分 	番号	対象	要件等	資 産 割	従業者割	地方税法	地方税法 施行令
組合	1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(1)	
学校	2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直 接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(2)	
公害	3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物 等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利 用のための施設	3/4	-	701 の 41 ①(3)	56 の 53
理 連	4	産業廃棄物処理 等事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可・認定を受けて行う産業廃棄物の収集、 運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源 の有用な利用のための事業の用に供する施設 で、事務所以外の施設	3/4	1/2	701 Ø 41 ①(4)	56 の 53 の 2
	5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	-	701 Ø 41 ①(5)	
特	6	生鮮食料品価格安定用施設	生鮮食料品の価格安定のため国等の補助・貸付 けを受けた消費地食肉冷蔵施設	3/4	_	701 Ø 41 ①(6)	56 <i>σ</i> 54
定業種	7	醸造業の製造用 施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が 直接これらの製造の用に供する施設のうち、包 装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外 の施設	3/4	-	701 の 41 ①(7)	56 の 56
	8	木材市場 木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開場される木 材市場又は木材販売業者、製材業者等の用に供 する木材保管施設	3/4	ı	701 の 41 ①(8)	56 の 57
旅館業	9	旅館・ホテル営業	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設 (ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。)	1/2	-	701 の 41 ①(9)	56 の 60

				拉 哈	割合	根拠	NO. 2 冬文
区分	番号	対象	要件等	資産割	1 従業者割	地方税法	地方税法施行令
	10	港湾施設のうち 一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設等	1/2	1/2	701 の 41 ①(10)	56 の 61
港湾	11	港湾施設の 上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉 庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、 港湾区域及び臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	701 の 41 ①(11)	56 の 62
施設	12	外国貿易用 コンテナー施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテ ナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	-	701 の 41 ①(12)	
	13	港湾運送事業用 上屋	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に 供する上屋	1/2	_	701 Ø 41 ①(13)	
倉庫施設	14	倉庫業者の 営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業 の用に供する倉庫	3/4	-	701 の 41 ①(14)	
交	15	タクシ ー事業 用 施設	道路運送法に掲げるタクシー事業の用に供する 施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(15)	56 の 63
通事業	16	公共飛行場設置施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に 供する施設で、格納庫、運航管理施設、航空機 整備施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、待 合室等	1/2	1/2	701 の 41 ①(16)	56 の 64
流通業務施設	17	流通業務地区内 の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する 流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉 庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2	701 の 41 ①(17)	56 <i>σ</i> 65
倉庫施設	18	流通業務地区内 の倉庫業者の営 業用倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する 流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者 がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701 の 41 ①(18)	
その他	19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規 定する特定信書便事業者がその本来の事業の用 に供する施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(19)	56 の 66
雇用	20	心身障害者多数 雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する 助成金の支給を受けている施設又は設備に係る もの	1/2	_	701 の 41 ②	56 <i>σ</i> 68

期限付措置法関係(適用期限がありますので御注意ください。)

				控除	割合	根拠	条文
分	番号	対 象	要件等	資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
特定農産加工物関係	21	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する 特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承 認計画に従って実施する経営改善措置に係る事 業の用に供する施設 ※法人…令和5年3月31日までに終了する事 業年度分までに限る 個人…令和4年分までに限る	1/4	-	附則 33⑤	附則 16 の 2 の 8⑤
保育事業関係	22	企業主導型保育 事業用施設	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業 所内保育事業に係る業務を目的とする同法第5 9条の2第1項に規定する施設のうち、当該施 設の運営費について、政府の補助に係るものの 用に供する施設 ※平成29年4月1日から令和5年3月31日 までの間に子ども・子育て支援法に基づき、企 業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた ものに限る	3/4	3/4	附則 33⑥	

[※] なお、法附則第33条関係で第5項及び第6項のほかに沖縄振興特別措置法に基づく特定民間観光関連施設(第1項)、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設(第2項)、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設(第3項)、国際物流拠点産業の用に供する施設(第4項)があります。

高松市市税条例 抜粋

(事業所税の減免)

- 第124条 市長は、次に掲げる事業所等のうち、市長において必要があると認めるものについては、その事業所等において事業を行う者に対して課する事業所税を減免することができる。ただし、減免の対象となる事由が発生した日前に納期限が到来した場合については、この限りでない。
 - (1) 震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた事業所等
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情がある事業所等
- 2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限まで(当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日まで)に、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の届出があった場合又は市長が減免の事由が消滅したことを知った場合において、当該事由が消滅した日以後に納期限が到来することとなるときは、減免を取り消すものとする。

高松市市税条例施行規則 抜粋

(事業所税の減免)

から除く。

第11条 条例第124条第1項第1号に該当する事業所等についての同項の規定による減免は、次の表に 定める程度の損害を受けた事業所等について行うものとし、その減免の額は、その税額のうち資産割 額の次の表の減免割合に相当する額とする。

損害の程度	減免割合				
被害床面積が当該事業所床面積の10分の8以上であるとき	資産割額の全部				
 被害床面積が当該事業所床面積の10分の6以上10分の8未満であると き	資産割額の10分の8				
被害床面積が当該事業所床面積の10分の4以上10分の6未満であると き	資産割額の10分の6				
被害床面積が当該事業所床面積の10分の2以上10分の4未満であると き	資産割額の10分の4				
備考 法第701条の34の規定により非課税となっている床面積は、被害床面積及び事業所床面積					

- 2 条例第124条第1項第2号に該当する事業所等についての同項の規定による減免は、次の各号の表 に掲げる施設について行うものとし、その減免の額は、その税額の当該各号の表の減免割合に相当す る額とする。
 - (1) 学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設

施設	減免割合
ア 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条	資産割額及び従業者割額
第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に	の2分の1
係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当	
する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供され	
る施設	
イ 法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施	

設(以下「劇場等」という。)で、次に掲げるもの	
(ア) その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等	資産割額の2分の1
の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより	
公益性を有すると認められるもの	
(イ) (ア)に掲げるもの以外の主として定員制をとっている劇場等で	当該舞台等に係る資産割
舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ床面積が当該劇場等の客席部分	 額の2分の1
の延べ床面積に比し広大であると認められるもの(おおむね同程度	
以上)	
 ウ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の規定による指定自動 	資産割額及び従業者割額
車教習所	の2分の1
エ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する	資産割額及び従業者割額
一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設	の一定割合
(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教	
育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)	
育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。) 又は同法第124条に規定する専修学校がその幼児、児童、生徒又は学生	
又は同法第124条に規定する専修学校がその幼児、児童、生徒又は学生	
又は同法第124条に規定する専修学校がその幼児、児童、生徒又は学生 のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	数

(2) 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設

施設	減免割合
ア 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業のう	資産割額の2分の1
ち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	
イ 法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る	資産割額及び従業者割額
事業を行う者が高松市内に有するタクシーの台数が250台以下である	の全部
もの	
ウ 旧中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)附則第13条の規定	資産割額及び従業者割額
による改正前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第	の全部
115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34	

第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行	テう者が当該事業の用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
に供する同号に掲げる施設に相当するもの	
エ 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施	設資産割額及び従業者割額
	の全部
オー農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並	びにこれらの組合の資産割額及び従業者割額
連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設((法第701条の34第3 の全部
項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場	湯、理容又は美容のた
めの施設及びこれらに類する施設を除く。)	
カ 果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省	・ ・告示第1075号)第2 資産割額の2分の1
条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農材	規格(昭和49年農林
水産省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料	4の製造業に係る製品
等の保管のための倉庫(延べ床面積が3,000平方)	ノートル以下の場合に
限る。)	

(3) その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とする施設

施設	減免割合
ア 次に掲げる事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	
(ア) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者	当該事業に従事する者に
	係る従業者割額の全部
(イ) 列車内において食堂又は売店の事業を行う者	当該事業に従事する者に
	係る従業者割額の2分の
	1
イ 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割額の2分の1
ウ 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管の	資産割額の2分の1
ために要する施設	
エ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第4項に規定する臨港地区	資産割額の2分の1
として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航	
する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供す	
る施設	
オ ねん糸、かさ高加工糸、織物若しくは綿の製造を行う者(ねん糸又	資産割額の2分の1

	はかさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専業に限る。)又は機械	
	染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法(平成11年法律第18	
	号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又	
	は製品の保管(織物の製造を行うものにあっては、製造の準備を含む。)	
	の用に供する施設	
J .	」 法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に	資産割額及び従業者割額
	掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項	の全部
	に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送	
	事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事	
	業のうち同法第3条第1号に掲げる一般港湾運送事業若しくは同条第	
	2号に掲げる港湾荷役事業の用に供する上屋で、高松市内に有するこ	
	れらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれ	
	について3万平方メートル未満であるもの	
+	- 野菜又は果実(梅に限る。)の漬物の製造業者が直接これらの製造	資産割額の4分の3
	の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類す	
	る作業のための施設以外の施設	
5	7 藺(い)製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する	資産割額の2分の1
	施設(藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを	
	含む。)	
7	· 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成	資産割額の2分の1
	形場及び施釉(ゆう)場を含む。)及び製品倉庫	

お問い合わせは

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 市民税課 法人係 (事業所税担当) Tel087-839-2233